

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健事業の実施(妊娠の届出に伴う母子健康手帳の交付・母子健康手帳交付台帳の整備や母子健康手帳の再交付、新生児及び未熟児並びに妊産婦の訪問指導に伴う対象者の把握や訪問記録の作成、養育医療に伴う申請の受付・受給券の交付・台帳の整備・徴収基準額の決定と通知・滞納者の把握や督促・医療費の記録、保健指導の実施と記録の作成、こども家庭センターの事業の実施)に関する事務に際し、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 サービス検索・電子申請機能経由にて、妊娠の届出を受領する。
③システムの名称	保健総合システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(船橋市が照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項、96の項 (船橋市が提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、48の項、71の項、80の項、95の項、112の項、125の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康部地域保健課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康部地域保健課 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号 047-409-3274
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、母子保健に関する事務では、特定個人情報の取扱いに関して、人手が介在する局面ごとに下記のような対策を講じており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管している。 ・保存期間が過ぎた簿冊は、廃棄すべき簿冊数と簿冊名を複数でチェックし、誤廃棄を防いでいる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

保健総合システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報とは、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域保健課長 塚越 幸代	課長	事後	
平成31年3月26日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年1月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健事業の実施(妊娠の届出に伴う母子健康手帳の交付・母子健康手帳交付台帳の整備や母子健康手帳の再交付、新生児及び未熟児並びに妊産婦の訪問指導に伴う対象者の把握や訪問記録の作成、養育医療に伴う申請の受付・受給券の交付・台帳の整備・徴収基準額の決定と通知・滞納者の把握や督促・医療費の記録、保健指導の実施と記録の作成)に関する事務に際し、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	母子保健事業の実施(妊娠の届出に伴う母子健康手帳の交付・母子健康手帳交付台帳の整備や母子健康手帳の再交付、新生児及び未熟児並びに妊産婦の訪問指導に伴う対象者の把握や訪問記録の作成、養育医療に伴う申請の受付・受給券の交付・台帳の整備・徴収基準額の決定と通知・滞納者の把握や督促・医療費の記録、保健指導の実施と記録の作成、母子健康包括支援センターの事業の実施)に関する事務に際し、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会) ・番号法第19条第7号及び別表第二の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第38条の3 (2)・番号法別表第二の70の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第39条 (船橋市が提供) ・番号法第19条第7号 (1)・番号法別表第二の26の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第19条第1号ヨ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号及び同条第6号 (2)・番号法別表第二の56の2の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第30条第8号 (3)・番号法別表第二の87の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第44条第1号ヨ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号及び同条第6号	(船橋市が照会) ・番号法第19条第7号 (1)・番号法別表第二の69の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第38条の3 (2)・番号法別表第二の70の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第39条 (船橋市が提供) ・番号法第19条第7号 (1)・番号法別表第二の26の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第19条第1号ヨ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号及び同条第6号 (2)・番号法別表第二の56の2の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第30条第8号 (3)・番号法別表第二の69の2の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第38条の3 (4)・番号法別表第二の87の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第44条第1号ヨ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号及び同条第6号	事前	
令和2年1月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年10月1日時点	令和2年1月17日時点	事前	
令和2年1月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年10月1日時点	令和2年1月17日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	母子保健事業の実施(妊娠の届出に伴う母子健康手帳の交付・母子健康手帳交付台帳の整備や母子健康手帳の再交付、新生児及び未熟児並びに妊産婦の訪問指導に伴う対象者の把握や訪問記録の作成、養育医療に伴う申請の受付・受給券の交付・台帳の整備・徴収基準額の決定と通知・滞納者の把握や督促・医療費の記録、保健指導の実施と記録の作成、母子健康包括支援センターの事業の実施)に関する事務に際し、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	母子保健事業の実施(妊娠の届出に伴う母子健康手帳の交付・母子健康手帳交付台帳の整備や母子健康手帳の再交付、新生児及び未熟児並びに妊産婦の訪問指導に伴う対象者の把握や訪問記録の作成、養育医療に伴う申請の受付・受給券の交付・台帳の整備・徴収基準額の決定と通知・滞納者の把握や督促・医療費の記録、保健指導の実施と記録の作成、母子健康包括支援センターの事業の実施)に関する事務に際し、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 サービス検索・電子申請機能經由にて、妊娠の届出を受領する。	事前	
令和4年3月31日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健総合システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー	保健総合システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和4年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の49の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第40条	番号法第9条第1項及び別表第一の49の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会) ・番号法第19条第7号 (1)・番号法別表第二の69の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第38条の3 (2)・番号法別表第二の70の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第39条 (船橋市が提供) ・番号法第19条第7号 (1)・番号法別表第二の26の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第19条第1号ヨ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号及び同条第6号 (2)・番号法別表第二の56の2の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第30条第8号 (3)・番号法別表第二の69の2の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第38条の3 (4)・番号法別表第二の87の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第44条第1号ヨ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号及び同条第6号	(船橋市が照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二の69の2の項、70の項 (船橋市が提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二の26の項、56の2の項、69の2の項、87の項	事後	
令和4年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ⑤担当部署	船橋市健康福祉局保健所地域保健課	船橋市保健所地域保健課	事後	
令和5年3月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	
令和6年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市保健所地域保健課	船橋市健康部地域保健課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	船橋市保健所地域保健課 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号 047-409-3274	船橋市健康部地域保健課 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号 047-409-3274	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健事業の実施(妊娠の届出に伴う母子健康手帳の交付・母子健康手帳交付台帳の整備や母子健康手帳の再交付、新生児及び未熟児並びに妊産婦の訪問指導に伴う対象者の把握や訪問記録の作成、養育医療に伴う申請の受付・受給券の交付・台帳の整備・徴収基準額の決定と通知・滞納者の把握や督促・医療費の記録、保健指導の実施と記録の作成、母子健康包括支援センターの事業の実施)に関する事務に際し、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 サービス検索・電子申請機能経由にて、妊娠の届出を受領する。	母子保健事業の実施(妊娠の届出に伴う母子健康手帳の交付・母子健康手帳交付台帳の整備や母子健康手帳の再交付、新生児及び未熟児並びに妊産婦の訪問指導に伴う対象者の把握や訪問記録の作成、養育医療に伴う申請の受付・受給券の交付・台帳の整備・徴収基準額の決定と通知・滞納者の把握や督促・医療費の記録、保健指導の実施と記録の作成、こども家庭センターの事業の実施)に関する事務に際し、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 サービス検索・電子申請機能経由にて、妊娠の届出を受領する。	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の49の項	番号法第9条第1項及び別表の70の項	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二の69の2の項、70の項 (船橋市が提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二の26の項、56の2の項、69の2の項、87の項	(船橋市が照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項、96の項 (船橋市が提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、48の項、71の項、80の項、95の項、112の項、125の項、161の項	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月17日時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月17日時点	令和7年1月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	様式変更に伴い追記	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	様式変更に伴い追記	事後	